

# 訪問リハビリテーション重要事項説明書

(2024年6月1日現在)

## 1 筑後川温泉病院訪問リハビリテーションの概要

### (1) 運営の方針

訪問リハビリテーションの従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能維持回復を図る。訪問リハビリテーションの実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市区町村とも連携をはかり、総合的なサービス提供に努める。

### (2) 名称及び所在地

名称 医療法人向陽会 筑後川温泉病院

所在地 福岡県うきは市浮羽町古川1055

### (3) 従事者の職種、員数、職務内容、勤務体制

医師 専任常勤医師 1名

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 専任常勤療法士 3名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、必要なりハビリテーション指導を行う。

### (4) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（但し、8月13日から8月15日、12月30日～1月3日、祝日・振替休日を除く）

営業時間 8:30～12:00 13:10～17:00（但し、サービス提供時間は、8:30から移動開始、17:00に移動終了となる為、サービス提供区域によって移動時間を考慮するものとする。）

### (5) 通常事業の実施地域

うきは市及び朝倉市（杷木町）を通常のサービス提供地域とする。なお、中山間地域（妹川、新川、田籠、小塩、東峰村 全域、旧朝倉町、夜明、大鶴）に関しては通常の事業実施地域を超えてサービスを提供する。

## 2 サービス内容

ご自宅に訪問し、心身機能の維持・回復を目的に、利用者に適した訓練プログラム、ご家族への必要な助言・指導を理学療法士などが評価・実施します。尚、本事業の地域特性による豪雨・降雪等における、主要道路の通行規制で移動困難な場合、利用中止をお願いすることがございます。

## 3 利用料金（基本料金）

### (1) 介護保険利用の場合（1単位＝10円）

要介護1～5の場合：訪問リハビリテーション 308単位/回/20分

	1割負担	2割負担	3割負担
20分間リハビリテーションを行った場合	308円	616円	924円
40分間リハビリテーションを行った場合	616円	1232円	1848円

要支援1・2の場合：介護予防訪問リハビリテーション 298単位/回/20分

	1割負担	2割負担	3割負担
20分間リハビリテーションを行った場合	298円	596円	894円
40分間リハビリテーションを行った場合	596円	1192円	1788円

## その他の加算と減算

- ・サービス提供体制強化加算（I） 6単位/回
  - ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
  - ・リハビリテーションマネジメント加算（イ）180単位/月
  - ・中山間地域等提供加算 所定単位数に100分の5を乗じた単位数/回
- ※中山間地域とは妹川、新川、田籠、小塩、東峰村全域、旧朝倉町、夜明、大鶴とする。
- ・退院時共同指導加算 600単位/回
  - ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/日
  - ・診療未実施減算 50単位/回
  - ・予防訪問リハビリテーション12月超減算 30単位/回

※区分支給限度基準額を超えた場合、利用者負担は全額（10割）となる。

（2）医療保険利用の場合（1点＝10円）

訪問リハビリテーション 300点/回/20分

	1割負担	2割負担	3割負担
20分間リハビリテーションを行った場合	300円	600円	900円
40分間リハビリテーションを行った場合	600円	1200円	1800円

## 交通費

前述の通常サービス提供地域は無料とする。その他の地域（中山間地域）については、実費相当額を請求することがある。交通費徴収の際は、あらかじめ利用者又は家族に説明し同意を得る。

（3）法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合

前項の法定代理サービスの単価に単価単価を乗じた額とする。

## 4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

利用者・ご家族から、かかりつけ医・ケアマネージャ・当事業所スタッフへご相談ください。

（2）サービスの終了

- ① 利用者が、事業者に対して契約の解除を文書で通知した場合。
- ② 事業者が、やむを得ない事情があり、利用者に対して2週間の予告期間を置いて理由を示した文章で通知した場合。
- ③ 利用者やご家族等が、当事業所や理学療法士に対し本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ④ 利用者が、介護保険施設に入所し退所の見込みが立たず有効期限が切れた場合。
- ⑤ 利用者が、入院もしくは病気等により、2ヶ月以上に渡ってサービス利用ができない状態になった場合。
- ⑥ 利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定された場合。
- ⑦ 利用者が死亡した場合。

## 5 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、当事業所連携施設である筑後川温泉病院に連絡を行い必要な措置を行う。速やかに利用者のご家族、居宅介護支援事業所等にも連絡を行う。事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、完了の日から2年間保存する。

### サービスの苦情・相談窓口のご案内

医療法人 向陽会 筑後川温泉病院

うきは市浮羽町古川 1055 電話：0943-77-7251

相談担当者：本田 明日香

受付時間：8：30～17：00（平日）

福岡県国民健康保険団体連合会

電話：092-642-7859 FAX：092-642-7857